釜石都市計画公園の変更（釜石市決定） 総括図

1：20,000

平成二十年三月印刷

S=1:20,000

凡例

都市計画区域	平成19年3月31日現在	面積 16,335 ha
用途地域	平成19年7月2日釜石市告示第82号	面積 1,470 ha

	容積率(%)	建蔽率(%)	外壁の後退距離	備考
第一種低層住居専用地域	40	80	100	
第一種中高層住居専用地域	60	200	325	
第二種中高層住居専用地域	60	200	62	
第一種住居地域	60	200	355	
第二種住居地域	60	200	4.5	
近隣商業地域	80	200 300	66	
商業地域	80	400	48	
準工業地域	60	200	196	
工業地域	60	200	38	
工業専用地域	60	200	275	

準防火地域	平成 6年 3月 1日 釜石告示第 20号	面積 218 ha
駐車場整備地区	昭和52年12月21日 釜石告示第134号	面積 284 ha
臨港地区	平成19年 3月30日 岩手県告示第273号	面積 47ha
地区計画	平成 8年 4月 1日 釜石告示第 29号(旧中妻)	面積 98 ha
都市計画道路		
公園・緑地・広場	平成10年12月 1日 釜石告示第127号	面積 1,348 ha
下水道排水区域	TP 下水処理場 P 中継・排水ポンプ場	
都市下水路	P 雨水ポンプ場	
その他の都市計画施設	都市高速鉄道 昭和63年12月22日釜石告示第 139号 自動車ターミナル 平成 2年 3月31日釜石告示第 29号 汚物処理場（釜石地区広域衛生組合） 昭和59年 3月31日釜石告示第 44号 汚物処理場（釜石市唐丹本郷地区） 平成20年 4月30日釜石告示第 69号	
土地区画整理事業区域	現在事業中区、今後検討、私ふくれ区、都市営住宅地区、跡子地区	

200 … 容積率
60 … 建ぺい率

都市計画道路

種別	番号	路線名	幅員(m)	延長(m)	備考
自動車専用道路	1・3・1	三陸縦貫自動車道釜石道	23.5	13,190	
幹線街路	3・2・1	鈴 関 通 線	30	170	
	3・2・2	寺 通 線	30	310	
	3・2・3	跡子町中央線	30	70	
	3・2・31	釜石インター線	32	1,270	
	3・4・4	新石鉢甲子線	16	10,500	
	3・4・5	寺町屋原堂線	20	150	
	3・4・6	釜石駅東前線	20	1,970	
	3・4・7	松原鳥谷坂線	16	1,630	
	3・4・8	甲田源水沢線	16	4,180	
	3・4・9	上中島町線	16	300	
	3・5・10	魚河岸新浜町線	14	460	
	3・5・11	只越鳥谷坂線	12	350	
	3・5・12	大渡橋矢の浦線	15	1,170	
	3・5・13	跡子町北線	12	410	
	3・5・14	跡子町東線	12	70	
	3・5・15	跡子町西線	12	70	
	3・5・16	中妻町松倉線	12	6,020	
	3・5・17	新町小川線	12	1,850	
	3・5・18	小佐野駅前線	12	100	
	3・5・19	小佐野野田線	12	2,850	
	3・5・20	松倉中之橋線	12	320	
	3・5・21	松倉駅前線	12	140	
	3・5・30	新石インター環線	14.5	1,130	
	3・6・22	只越学校前線	10	880	
	3・6・23	只越鳥ヶ沢線	10	2,400	
	3・6・24	只越大只越線	10	280	
	3・6・25	大只越橋口線	10	360	
	3・6・26	河岸仲町線	10	260	
	3・6・27	跡子町中妻線	11	1,580	駅前広場1,260㎡
	3・6・28	松原中通線	8	360	
	3・6・29	只越青葉線	8	600	
	3・6・32	青葉大町線	8	340	

公園・緑地・広場

種別	番号	名称	都市計画決定 決定年月日	面積(ha)	整備年月日	面積(ha)
街区公園	2・2・1	岩井町公園	昭和48年7月17日	0.14	昭和51年10月1日	0.12
	2・2・2	新町公園	昭和48年7月17日	0.19	昭和49年2月28日	0.19
	2・2・3	野田団地公園	昭和48年7月17日	0.15	昭和49年3月25日	0.15
	2・2・4	八雲公園	昭和48年7月17日	0.19	昭和50年3月27日	0.19
	2・2・5	天神公園	昭和49年3月15日	0.12	昭和50年3月27日	0.12
	2・2・6	松原公園	昭和49年6月15日 平成20年2月27日	(0.13) 0.05	昭和50年3月27日 平成20年5月30日	(0.13) 0.05
	2・2・7	仲村公園	昭和49年3月15日	0.13	昭和51年2月18日	0.13
	2・2・8	大只越公園	昭和49年3月15日	0.33	昭和55年11月30日	0.33
	2・2・9	定内公園	昭和49年3月15日	0.37	昭和55年1月7日	0.37
	2・2・10	野田西公園	昭和49年3月15日	0.49	昭和57年9月25日	0.49
	2・2・11	両定内公園	昭和49年3月15日	0.42	昭和51年10月10日	0.42
	2・2・12	野田北公園	昭和49年3月15日	0.29	平成4年8月1日	0.29
	2・2・13	鵜石公園	昭和50年12月17日	0.07	昭和51年10月2日	0.07
	2・2・14	小佐野東公園	昭和50年12月17日	0.10	昭和53年3月28日	0.10
	2・2・15	小佐野西公園	昭和50年12月17日	0.15	昭和53年10月7日	0.15
	2・2・16	小川公園	昭和50年12月17日	0.07	昭和53年3月28日	0.07
	2・2・17	日向公園	昭和50年12月17日	0.15	昭和52年12月4日	0.15
	2・2・18	源太沢公園	昭和55年2月26日	0.12	昭和56年12月15日	0.12
	2・2・19	鵜住居公園	昭和55年2月26日	0.15	昭和57年1月16日	0.15
	2・2・20	大畑団地公園	昭和55年2月26日	0.15	昭和58年11月1日	0.15
	2・2・21	上平田中央公園	昭和58年2月22日	0.19	昭和59年10月15日	0.19
	2・2・22	上平田南公園	昭和58年2月22日	0.25		
	2・2・23	上平田東公園	昭和58年2月22日	0.15		
	2・2・24	上平田西公園	昭和58年2月22日	0.28		
	2・2・25	両石公園	昭和59年11月30日	0.12	昭和61年8月1日	0.12
近隣公園	3・2・1	唐丹公園	昭和48年7月17日	0.6	昭和52年3月25日	0.6
地区公園	3・2・2	野田中央公園	昭和48年7月17日	0.6	昭和56年4月10日	0.6
	3・3・3	尾崎公園	昭和48年7月17日	1.0	昭和54年5月4日	0.7
都市公園	4・4・1	大平公園	昭和48年7月17日	5.6	昭和30年4月1日	5.6
	4・4・2	大天場公園	昭和55年2月26日	4.0	平成7年3月31日 平成7年3月31日	4.0 (0.19)
都市公園	5・6・1	水源公園	昭和50年7月17日 昭和60年7月17日	55.3	平成7年3月31日 平成7年3月31日	49.7
	5・4・2	平田公園	昭和50年7月17日 平成5年1月30日	9.0	平成7年3月31日 平成8年10月1日	9.0
特殊公園	重園 1号	太平墓地公園	昭和50年12月3日 平成5年1月29日	10.6	昭和59年6月11日 平成5年3月25日	6.6
緑地	緑地 1号	青葉通り緑地	昭和55年2月26日	0.2	昭和58年3月25日	0.2
広場	広場 1号	跡子広場	平成2年11月28日	0.4	平成5年12月14日	0.4

※（ ）は、当初の決定関面積を示す。
大洋場公園の関面積欄の（ ）は、都市公園として関設した部分の面積

用途地域内の建築物の用途制限の概要

	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
兼用住宅で非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築面積の1/2以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	非住宅部分の用途制限あり
店舗等の床面積が 150㎡以下のもの	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	① 2階以降禁止 物品販売業（食品販売業を除く）、飲食店、喫茶店、理容所、美容所、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、自動車修理業（原動機の出力の合計が0.75kW以下のもの）、印刷業、製本業、写真業、学習塾、華道教室、囲碁教室
店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	
店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	
店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	
店舗等の床面積が 3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	
事務所、病院	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	
ホテル、旅館	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	① 3,000㎡以下
ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パチンコ店等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	① 3,000㎡以下
カラオボックス等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	① 3,000㎡以下
劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	① 客席200㎡未満
キャバレー、ナイトクラブ等	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	① 風俗営業等を除く
大規模集客施設（劇場、映画館、演芸場、観覧場、キャバレー、ナイトクラブ、カラオケボックス等、ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パチンコ店、マージャン屋、ビリヤード場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの）	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	
自動車教習所	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	
単独車庫（建築物の附属車庫で、2階以上に設けるもの及び1階の床面積が600㎡を超えるもの）	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	
建築物の附属車庫で、2階以上に設けるもの及び1階の床面積が600㎡を超えるもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	
倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
自動車修理工場	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限なし
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	① 数量が政令で定める量の1/50以下 ② 数量が政令で定める量の1/10以下
火薬、石油、ガスなどの危険物の製造	量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○
	量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○
自動車車庫	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	

都市計画区域内においては、建築基準法第51条の規定により、都市計画決定された卸売市場、と畜場、火葬場又はごみ焼却場その他これらに類する処理施設の建築については、都道府県都市計画審議会の議を経て許可した場合を除き、新築又は増築してはならない。

※ 表中の ○ 、 × 、 △ 、 ① 、 ② 、 ③ 、 ④ 、 ⑤ 、 ⑥ 、 ⑦ 、 ⑧ 、 ⑨ 、 ⑩ 、 ⑪ 、 ⑫ 、 ⑬ 、 ⑭ 、 ⑮ 、 ⑯ 、 ⑰ 、 ⑱ 、 ⑲ 、 ⑳ 、 ㉑ 、 ㉒ 、 ㉓ 、 ㉔ 、 ㉕ 、 ㉖ 、 ㉗ 、 ㉘ 、 ㉙ 、 ㉚ 、 ㉛ 、 ㉜ 、 ㉝ 、 ㉞ 、 ㉟ 、 ㊱ 、 ㊲ 、 ㊳ 、 ㊴ 、 ㊵ 、 ㊶ 、 ㊷ 、 ㊸ 、 ㊹ 、 ㊺ 、 ㊻ 、 ㊼ 、 ㊽ 、 ㊾ 、 ㊿ 、 ㊿① 、 ㊿② 、 ㊿③ 、 ㊿④ 、 ㊿⑤ 、 ㊿⑥ 、 ㊿⑦ 、 ㊿⑧ 、 ㊿⑨ 、 ㊿⑩ 、 ㊿⑪ 、 ㊿⑫ 、 ㊿⑬ 、 ㊿⑭ 、 ㊿⑮ 、 ㊿⑯ 、 ㊿⑰ 、 ㊿⑱ 、 ㊿⑲ 、 ㊿⑳ 、 ㊿㉑ 、 ㊿㉒ 、 ㊿㉓ 、 ㊿㉔ 、 ㊿㉕ 、 ㊿㉖ 、 ㊿㉗ 、 ㊿㉘ 、 ㊿㉙ 、 ㊿㉚ 、 ㊿㉛ 、 ㊿㉜ 、 ㊿㉝ 、 ㊿㉞ 、 ㊿㉟ 、 ㊿㊱ 、 ㊿㊲ 、 ㊿㊳ 、 ㊿㊴ 、 ㊿㊵ 、 ㊿㊶ 、 ㊿㊷ 、 ㊿㊸ 、 ㊿㊹ 、 ㊿㊺ 、 ㊿㊻ 、 ㊿㊼ 、 ㊿㊽ 、 ㊿㊾ 、 ㊿㊿ 、 ㊿㊿① 、 ㊿㊿② 、 ㊿㊿③ 、 ㊿㊿④ 、 ㊿㊿⑤ 、 ㊿㊿⑥ 、 ㊿㊿⑦ 、 ㊿㊿⑧ 、 ㊿㊿⑨ 、 ㊿㊿⑩ 、 ㊿㊿⑪ 、 ㊿㊿⑫ 、 ㊿㊿⑬ 、 ㊿㊿⑭ 、 ㊿㊿⑮ 、 ㊿㊿⑯ 、 ㊿㊿⑰ 、 ㊿㊿⑱ 、 ㊿㊿⑲ 、 ㊿㊿⑳ 、 ㊿㊿㉑ 、 ㊿㊿㉒ 、 ㊿㊿㉓ 、 ㊿㊿㉔ 、 ㊿㊿㉕ 、 ㊿㊿㉖ 、 ㊿㊿㉗ 、 ㊿㊿㉘ 、 ㊿㊿㉙ 、 ㊿㊿㉚ 、 ㊿㊿㉛ 、 ㊿㊿㉜ 、 ㊿㊿㉝ 、 ㊿㊿㉞ 、 ㊿㊿㉟ 、 ㊿㊿㊱ 、 ㊿㊿㊲ 、 ㊿㊿㊳ 、 ㊿㊿㊴ 、 ㊿㊿㊵ 、 ㊿㊿㊶ 、 ㊿㊿㊷ 、 ㊿㊿㊸ 、 ㊿㊿㊹ 、 ㊿㊿㊺ 、 ㊿㊿㊻ 、 ㊿㊿㊼ 、 ㊿㊿㊽ 、 ㊿㊿㊾ 、 ㊿㊿㊿ 、 ㊿㊿㊿① 、 ㊿㊿㊿② 、 ㊿㊿㊿③ 、 ㊿㊿㊿④ 、 ㊿㊿㊿⑤ 、 ㊿㊿㊿⑥ 、 ㊿㊿㊿⑦ 、 ㊿㊿㊿⑧ 、 ㊿㊿㊿⑨ 、 ㊿㊿㊿⑩ 、 ㊿㊿㊿⑪ 、 ㊿㊿㊿⑫ 、 ㊿㊿㊿⑬ 、 ㊿㊿㊿⑭ 、 ㊿㊿㊿⑮ 、 ㊿㊿㊿⑯ 、 ㊿㊿㊿⑰ 、 ㊿㊿㊿⑱ 、 ㊿㊿㊿⑲ 、 ㊿㊿㊿⑳ 、 ㊿㊿㊿㉑ 、 ㊿㊿㊿㉒ 、 ㊿㊿㊿㉓ 、 ㊿㊿㊿㉔ 、 ㊿㊿㊿㉕ 、 ㊿㊿㊿㉖ 、 ㊿㊿㊿㉗ 、 ㊿㊿㊿㉘ 、 ㊿㊿㊿㉙ 、 ㊿㊿㊿㉚ 、 ㊿㊿㊿㉛ 、 ㊿㊿㊿㉜ 、 ㊿㊿㊿㉝ 、 ㊿㊿㊿㉞ 、 ㊿㊿㊿㉟ 、 ㊿㊿㊿㊱ 、 ㊿㊿㊿㊲ 、 ㊿㊿㊿㊳ 、 ㊿㊿㊿㊴ 、 ㊿㊿㊿㊵ 、 ㊿㊿㊿㊶ 、 ㊿㊿㊿㊷ 、 ㊿㊿㊿㊸ 、 ㊿㊿㊿㊹ 、 ㊿㊿㊿㊺ 、 ㊿㊿㊿㊻ 、 ㊿㊿㊿㊼ 、 ㊿㊿㊿㊽ 、 ㊿㊿㊿㊾ 、 ㊿㊿㊿㊿ 、 ㊿㊿㊿㊿① 、 ㊿㊿㊿㊿② 、 ㊿㊿㊿㊿③ 、 ㊿㊿㊿㊿④ 、 ㊿㊿㊿㊿⑤ 、 ㊿㊿㊿㊿⑥ 、 ㊿㊿㊿㊿⑦ 、 ㊿㊿㊿㊿⑧ 、 ㊿㊿㊿㊿⑨ 、 ㊿㊿㊿㊿⑩ 、 ㊿㊿㊿㊿⑪ 、 ㊿㊿㊿㊿⑫ 、 ㊿㊿㊿㊿⑬ 、 ㊿㊿㊿㊿⑭ 、 ㊿㊿㊿㊿⑮ 、 ㊿㊿㊿㊿⑯ 、 ㊿㊿㊿㊿⑰ 、 ㊿㊿㊿㊿⑱ 、 ㊿㊿㊿㊿⑲ 、 ㊿㊿㊿㊿⑳ 、 ㊿㊿㊿㊿㉑ 、 ㊿㊿㊿㊿㉒ 、 ㊿㊿㊿㊿㉓ 、 ㊿㊿㊿㊿㉔ 、 ㊿㊿㊿㊿㉕ 、 ㊿㊿㊿㊿㉖ 、 ㊿㊿㊿㊿㉗ 、 ㊿㊿㊿㊿㉘ 、 ㊿㊿㊿㊿㉙ 、 ㊿㊿㊿㊿㉚ 、 ㊿㊿㊿㊿㉛ 、 ㊿㊿㊿㊿㉜ 、 ㊿㊿㊿㊿㉝ 、 ㊿㊿㊿㊿㉞ 、 ㊿㊿㊿㊿㉟ 、 ㊿㊿㊿㊿㊱ 、 ㊿㊿㊿㊿㊲ 、 ㊿㊿㊿㊿㊳ 、 ㊿㊿㊿㊿㊴ 、 ㊿㊿㊿㊿㊵ 、 ㊿㊿㊿㊿㊶ 、 ㊿㊿㊿㊿㊷ 、 ㊿㊿㊿㊿㊸ 、 ㊿㊿㊿㊿㊹ 、 ㊿㊿㊿㊿㊺ 、 ㊿㊿㊿㊿㊻ 、 ㊿㊿㊿㊿㊼ 、 ㊿㊿㊿㊿㊽ 、 ㊿㊿㊿㊿㊾ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿① 、 ㊿㊿㊿㊿㊿② 、 ㊿㊿㊿㊿㊿③ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿④ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿⑤ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿⑥ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿⑦ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿⑧ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿⑨ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿⑩ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿⑪ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿⑫ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿⑬ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿⑭ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿⑮ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿⑯ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿⑰ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿⑱ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿⑲ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿⑳ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㉑ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㉒ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㉓ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㉔ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㉕ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㉖ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㉗ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㉘ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㉙ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㉚ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㉛ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㉜ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㉝ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㉞ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㉟ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊱ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊲ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊳ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊴ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊵ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊶ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊷ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊸ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊹ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊺ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊻ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊼ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊽ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊾ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿① 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿② 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿③ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿④ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑤ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑥ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑦ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑧ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑨ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑩ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑪ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑫ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑬ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑭ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑮ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑯ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑰ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑱ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑲ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑳ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉑ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉒ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉓ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉔ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉕ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉖ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉗ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉘ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉙ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉚ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉛ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉜ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉝ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉞ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉟ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊱ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊲ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊳ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊴ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊵ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊶ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊷ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊸ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊹ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊺ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊻ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊼ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊽ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊾ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿① 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿② 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿③ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿④ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑤ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑥ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑦ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑧ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑨ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑩ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑪ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑫ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑬ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑭ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑮ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑯ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑰ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑱ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑲ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑳ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉑ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉒ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉓ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉔ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉕ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉖ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉗ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉘ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉙ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉚ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉛ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉜ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉝ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉞ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉟ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊱ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊲ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊳ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊴ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊵ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊶ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊷ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊸ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊹ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊺ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊻ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊼ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊽ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊾ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿① 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿② 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿③ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿④ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑤ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑥ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑦ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑧ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑨ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑩ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑪ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑫ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑬ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑭ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑮ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑯ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑰ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑱ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑲ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑳ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉑ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉒ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉓ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉔ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉕ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉖ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉗ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉘ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉙ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉚ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉛ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉜ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉝ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉞ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㉟ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊱ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊲ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊳ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊴ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊵ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊶ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊷ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊸ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊹ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊺ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊻ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊼ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊽ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊾ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿① 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿② 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿③ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿④ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑤ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑥ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑦ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑧ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑨ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑩ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑪ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑫ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑬ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑭ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑮ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑯ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑰ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑱ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑲ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿⑳ 、 ㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿㊿